

# I 計画の基本的な考え方

---

- 1 計画のあらまし
- 2 計画見直しの背景
- 3 計画策定の考え方
- 4 施策の体系

※ 現行の計画に、今回の見直し内容を見え消し（修正部分は取消し線、追加部分は下線）で記載。このため、ページ数は、見直し（素案）と異なります。



# 1 計画のあらまし

## (1) 計画策定・見直しの趣旨

本市では、平成 22 年 12 月に平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 4 次新座市基本構想総合振興計画（以下「第 4 次基本構想」という。）を策定しました。これは、市の将来を展望し、総合的かつ計画的に行政を推進するために定めるもので、市政運営の根幹となるものです。

この第 4 次基本構想では、誰もが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”を、「田舎」（自然環境に恵まれた人情味あふれる“まち”）の心地よさと「都会」（都市機能が充実した活気のある“まち”）の便利さを兼ね備えたまちであると定義しました。さらに、この“理想のまち”を目指し、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像として掲げるとともに、この将来都市像の実現に向け、市民生活、福祉、教育、都市整備、観光などの各分野における施策の方向を位置付けています。

第 4 次新座市基本構想総合振興計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）は、この第 4 次基本構想に掲げた市政推進に係る基本的な方針に基づき、第 4 次基本構想に位置付けた施策の方向を踏まえ、各分野における具体的な事業を位置付けるために策定するものです。

しかしながら、計画の策定直後に発生した東日本大震災の影響やその他の社会情勢の変化等に伴い、新たな課題、懸案も生じていることから、これらに対応するため特に優先度の高いものについては、前期基本計画に位置付けのない事業にも積極的に取り組んでいます。

また、厳しい財政状況の中にあっては、今後の財政見通しを見据える中で、改めて施策の選択を行うとともに、既に前期基本計画に位置付けている事業についても、休止や先送り等も視野に入れ、再度検討する必要があります。

こうした状況を受け、平成 25 年度から平成 27 年度までの前期基本計画の後半の 3 年間について、景気の動向や国の制度改正等を見据えた財政見通しを改めて検証するとともに、現在の事業の進捗状況等を踏まえ、見直しを図るものです。

## ■第4次基本構想の構成



### (2) 計画の期間

前期基本計画は、第4次基本構想の推進期間である平成23年度から平成32年度までの10年間のうち、前半5か年に当たる平成23年度から平成27年度までを計画期間とします。

この計画期間内に位置付ける事業については、「Ⅱ 特に力を入れて取り組む施策」及び「Ⅲ 基本計画」の中で明らかにしていますが、計画期間内に特筆すべき実施内容があるものについては、具体的にその内容を示した5年間の事業計画表を記載しています。

この事業計画表は、計画策定時には直近の課題等への具体的な対応を示すため、平成23年度及び平成24年度の2か年については、各年度の事業計画を明らかにするとともにし、平成25年度から平成27年度までの3年間については、期間における実施年度の明示をせずに事業計画をと合わせて三つの区分により記載していましたが、この度の見直しに伴い、平成23年度及び平成24年度の2か年については、各年度の事業実績(平成24年度は見込み)を記載するとともに、平成25年度から平成27年度までの3年間については、各年度ごとに事業計画を記載することとしています。

なお、前期基本計画は、毎年度の予算編成の基礎となるものですが、国における地方財政制度の見直しが行われた場合や、新たな課題などの発生により緊急に事業を実施しなければならない事態が生じた場合など、現状において想定が困難な状況が発生した場合においては、柔軟な対応を図っていくこととします。

また、今後においても、社会情勢の変化により、計画内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合は、前期基本計画の見直しを行います。

### (3) 他の計画との関係

本市における全ての事業は、市の最上位計画である第4次基本構想に位置付けた基本方針及び施策の方向に基づき実施します。

この前期基本計画は、(1)で述べたとおり、この施策の方向を踏まえ、各分野における具体的な事業を位置付けるため策定するものです。

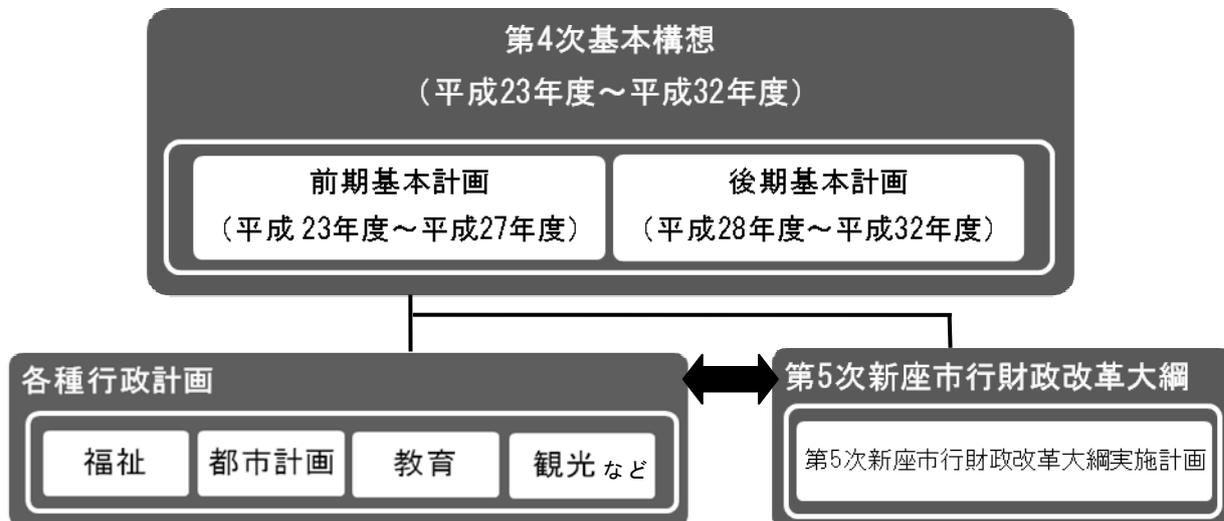
さらに、福祉、都市計画、教育などの特定の行政課題については、この前期基本計画に基づき、より具体的な事業を位置付けるため、必要に応じて各種行政計画を策定します。

このように、本市の市政運営については、体系的に計画を定めることにより、第4次基本構想に掲げた将来都市像の実現を目指して進めることとなります。

また、一方で、こうした各種行政計画に位置付けた事業を効率的・効果的に実現するためには、行財政システムを見直し、より質の高いサービスをより低いコストで提供することを目的とした行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、第4次基本構想で位置付けている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、別に定める第5次新座市行財政改革大綱において、その基本的な方針を明らかにするとともに、同大綱実施計画により、具体的な推進事項を位置付けることとします。

#### ■第4次基本構想と各種行政計画との関係図



## 2 計画見直しの背景

### (1) 前期基本計画の推進状況

~~本市では、第3次新座市基本構想総合振興計画に将来都市像として掲げた「元気の出る人と自然が共生する快適環境都市」の実現を目指し、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする第3次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画に基づき、各種事業を推進してきました。~~

~~この後期基本計画に位置付けている事業のうち、生活道路や都市計画道路の整備、~~

新座駅南口土地区画整理事業の推進などの都市基盤の整備、民間保育所の新設に対する支援や地域子育て支援センターの新設、老人福祉センターの改修などの福祉施設の整備、ボランティア・地域活動支援室の設置によるボランティア活動への支援、市民との協働による“すぐそこ新座”春まつりの実施や観光ボランティアガイドの養成などの観光都市づくりの推進等を行い、多くの事業が完了又は着手済みとなりました。

前期基本計画の推進状況については、当初位置付けたおよそ700件の事業のうち、約8割を超える事業を計画どおり実施しており、事業の拡大や縮小など内容を変更して実施している事業も含めると、既に9割を超える事業に着手しています。

平成24年度までに実施した主な事業（一部、実施見込みを含む。）としては、地域コミュニティの拠点となる集会所の整備について、計画どおり新設3棟、建替え1棟を行いました。

保育所の待機児童の解消を図るため、法人保育所の新設4件、建替え（定員増）1件、市立保育所の建替え（定員増）2件のほか、家庭保育室に対する助成を拡充しました。

小中学校の校舎の大規模改修については、東日本大震災の被災地における仮設住宅の建設等、復興事業に対する原材料や人員の投入を最優先する考えから、間接的な被災地支援として震災直後の平成23年度に予定していた野寺小学校を1年先送りしましたが、平成24年度にはこの野寺小学校に八石小学校を加えた2校で実施しました。

基本構想に位置付けた三つの重点戦略のうちの一つである「新たな視点による都市づくり」を実現するための施策として推進している市街化調整区域の有効活用については、将来にわたって税収の伸びるまちづくりの実現に向けて特に重点的に取組を進めています。具体的には、国道254号沿道の大和田二・三丁目地区について、産業系の土地利用を目的とした土地区画整理事業の実施により、市街化区域への編入を目指し、現在は平成26年度中の事業認可に向けて周辺環境への影響の調査や地区界測量等の取組を進めています。

また、市民会館及び中央図書館の耐震補強、大規模改修については、平成25年度以降に実施する事業として前期基本計画に位置付けていましたが、東日本大震災の発生により、緊急に耐震化を図る必要性が生じたため、前倒して平成24年度から工事に着手しています。

その他、災害時の要援護者に対する支援制度の確立に向けた取組など、第3次基本構想の後期基本計画から先送りされた事業を含む多くの事業に着手しました。

しかしながら、一方で、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故、厳しい財政状況等の理由から、平成23年度に計画していた青少年海外派遣を休止し、平成24年度の新座中学校の体育館の改修を先送りするなど、一部の事業については見直しするとともに、この前期基本計画へ先送りをしたため、市役所本庁舎や中央図書館などの公共施設の耐震補強工事、災害時要援護者への対応、福祉総合窓口の設置や自動交付機の導入などの事業は、未着手となっています。

## (2) 市政運営の主な課題

長引く不況や少子高齢化の進行等により、現在も本市では様々な分野にわたり課題が山積している状況ですが、先の東日本大震災等の発生に伴い、防災施設、防災体制のより一層の拡充や放射線対策など、前期基本計画の策定時には想定していなかった新たな課題も発生しています。

このため、今後の市政運営に当たっては、特に以下の事項について配慮する必要があります。

### ア 安全・安心な地域づくりへの対応

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故は、これまでの災害対策の中では想定していなかった事態を多くもたらしました。自然災害発生時等には可能な限り被害を最小限にとどめ、市民生活を維持していくため、災害時情報システム（防災無線等）や避難施設、防災備蓄品の整備・充実などを図るとともに、住居等の耐震診断・耐震改修の助成を拡充するなど、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。あわせて、災害発生時の要援護者への支援を始めとした地域における防災力の強化や応急対策、復旧対策を図るための防災に関する諸計画の策定・見直しが求められています。

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質への対応については、これまでも公共施設における空間放射線量を始め、市内産農産物や給食食材、水道水等の放射性物質について測定するとともに、放射線測定機器の貸出し等に取り組んでいますが、今後も引き続き実施し、測定結果を積極的に公表することで、市民生活の安全・安心の確保に努めます。

また、本市では、昭和 40 年代からの急速な人口増加に伴って市街化が進んだこともあり、道路網の整備が十分とはいえない状況です。これまでも、平成 13 年度から平成 22 年度までを計画期間とする道路改良 10 か年基本計画パートⅡに基づき、道路の拡幅や歩道の整備を進めてきましたが、財政事情の悪化に伴い、平成 17 年度から計画の推進を凍結しているため、~~今後は、~~ました。

しかしながら、安全・安心な地域づくりを進めるためには、計画的な道路網の整備が欠かせないことから、平成 23 年度からは新たに策定した道路改良 10 か年基本計画パートⅢに基づく~~いた更なる道路拡幅や生活道路の整備と、~~を再開しました。今後も、財政の推移等に配慮しつつ、都市計画道路などの幹線道路を含めた~~の~~計画的な道路網の整備が必要です。

~~また~~さらに、駅前~~の~~放置自転車対策については、志木駅の駅前広場に平成 22 年度に志木駅近くに 1 か所、平成 23 年度に 1 か所の自転車駐車を開設しましたが、駅周辺の歩道等における放置自転車の問題は依然としてなお解消されていない状況です。そのため、~~新たな~~自転車駐車の整備~~更なる~~充実に向けた検討を進めるとともに、引き続き徹底した放置自転車の撤去活動~~についても更なる~~強化が必要です。

~~さらに、自然災害時等における迅速かつ適切な対応を図るため、災害時要援護者への支援や新たに想定されている事態等も踏まえながら、防災に関する諸計画の策~~

~~定・見直しを行うことが求められています。~~

#### イ 少子高齢化への対応

核家族化や女性の社会進出、長引く不況の影響などにより、保育所に子どもを預けて就労を希望する市民が増加しています。これまで、民間保育所の新設等による保育定員の拡大を図ってきましたが、待機児童の問題は現在も解消されていません。今後も、引き続き民間保育所の新設・建替えに対する支援に努めるとともに、市立保育所についても老朽化に伴う建替えに併せて定員の拡大を図ることが必要です。

学校施設については、これまでも順次改修等を行っており、特に平成 ~~22~~23 年度には 補正予算で全ての小中学校の普通教室等にエアコンを設置しました。さらに、平成 25 年度には 特別教室等にもエアコンを整備する費用を措置の設置工事を行うこととするなど、教育環境の向上を図ってきました。今後も引き続き、校舎の大規模改修を中心に学校施設の整備を計画的に進める必要があります。また、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる場の整備も求められていますため、平成 24 年 6 月から試験的に東野小学校及び石神小学校で実施している「子どもの放課後居場所づくり事業」について、今後は順次事業を拡大していくことが必要です。

一方、団塊の世代が地域に帰ってくるなど、地域で過ごす高齢者が増加しています。高齢者の生きがい対策を図り、健やかに地域で生活できる環境の整備が求められています。高齢者の健康の増進や教養の向上、交流の拠点となる老人福祉センターについては、耐震補強工事を始めとした各種改修を実施する必要があります。

#### ウ 市民の主体的な活動への対応

本市では、市民との連帯と協働によるまちづくりを市政運営の柱の一つとして掲げ、市民と共にまちづくりを進めてきました。町内会の加入率は、近隣の自治体に比べて高く、活発なコミュニティ活動が行われており、また、~~540~~602 に上るボランティア団体（平成 ~~22~~24 年 9 月 1 日現在）が福祉、防犯、環境、観光都市づくりなど様々な分野で活動しています。今後も地域活動の更なる充実のため、その拠点となる集会所などの施設整備を図るとともに、誰もが気軽にボランティアや市民活動へ参加できるような仕組みづくりを進めることが必要です。

#### エ 地域資源の活用と魅力の向上

観光都市にいざづくりについては、平成 18 年度を元年として推進してきましたが、~~以来~~5 年目となる平成 22 年度から本格的な施策の展開を図っています。この取組を更に強化するためには、より多くの市民や市外からの来訪者に本市の魅力を伝えていくことが重要です。また、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「住んでよし、訪れてよし」の観光都市づくりを軌道に乗せる具体的な取組を進める必要があります。

#### オ 住みやすい住環境の整備

本市では、駅周辺を中心に市街地が形成される一方で、市の中央部には市街化を抑制する市街化調整区域が広がっています。自然環境の保全と都市機能の充実をバランス良く進めるため、市街化調整区域となっている地域について、市街化区域へ

の編入を原則としつつ、土地の有効な活用方法について検討を行う必要があります。  
~~とともに、また、~~新座駅を中心とする土地区画整理事業の推進により駅周辺の都市  
拠点の充実を図るなど、計画的かつ適切な土地利用が求められています。

さらに、平成 27 年に予定されている次期交通政策審議会の答申を見据えながら、  
都市高速鉄道 12 号線の延伸活動の強化を図るとともに、新駅予定地を中心とした新  
たな都市拠点を想定したまちづくり構想を策定し、延伸の実現に向けた取組を更  
行っていく~~する~~必要があります。

### (3) 財政状況

我が国の経済は、デフレ状態が続く中、長期化する国内需要の低迷、失業率の高水  
準化、円高の進行などが要因となって、更なる景気の下振れが懸念されており非常に  
厳しい状況にあります。

こうした経済状況を背景として、国は景気後退による税収減を補填するために借入  
れに依存した財政運営を続けており、その結果、累増する国の公債残高は、平成 ~~22~~24  
年度末には ~~637~~709 兆円、対 GDP（国内総生産）比で ~~134~~148%程度に達するものと見  
込まれており、主要先進国の中でも極めて深刻な状況となっています。

一方、景気後退の影響は地方財政にも及んでおり、平成 ~~22~~24 年度の地方の財源不足  
額の見通しは ~~48~~13.7 兆円程度と、過去最高となった平成 22 年度（約 18 兆円）に比べ  
て減少したものの、引き続き厳しい状況となっています。

この不足分は、地方交付税及び普通交付税の財源不足分を補填するために地方自ら  
が借入れを行っている臨時財政対策債<sup>※</sup>で補填されることとなりますが、平成 ~~22~~24 年  
度の地方財政計画では、地方の長期債務残高の抑制を図るために臨時財政対策債の発  
行を前年度に比べ 260 億円減額したものの、依然として借入れに依存せざるを得ない  
状況は続いています。地方交付税<sup>※</sup>の総額は前年度に比べ 1 兆 1,000 億円増額となつた  
~~一方で、臨時財政対策債の発行可能額は前年度に比べ 2 兆 6,000 億円増額されており、  
地方財政も借入れに依存せざるを得ない、非常に厳しい状況となっています。~~

そこで本市の財政状況ですが、まず歳入の根幹をなす市税（図 1）については、平成  
16 年度以降 5 年連続で増額となったものの、景気後退の影響を受け、平成 21 年度決算  
では対前年度比 1.0%、約 2 億 4,000 万円の減額となり、に転じ、さらに平成 22 年度  
についても減額となり、その後も大きな伸びがない状況となっています。さらに、~~平  
成 22 年度は平成 21 年度決算額を下回る見通しとなっています。~~

一方、地方交付税（図 2）のうち普通交付税は、平成 19 年度以降増加しており、平  
成 24 年度は、若干減額されたものの、対前年度比約 0.2%減の約 26 億円の交付を受け、  
また、臨時財政対策債の発行可能額は対前年度比約 3.2%増の約 25.4 億円となつてお  
ります。~~平成 22 年度に対前年度比 174.0%増の約 23 億円の交付を受け、また、臨時財  
政対策債の発行可能額も、対前年度比 53.9%増の 28 億 3,000 万円と大幅に増加しまし  
た。~~

しかし、普通交付税の大幅な増加は、本市の財政力が低下したことを示すもので、

平成 19 年度に単年度で 0.980 であった本市の財政力指数<sup>\*3</sup>は、平成 ~~22~~23 年度は ~~0.884~~0.902 と低下しており、現状では多額の普通交付税や市債に依存しなければ財政運営ができない状況となっています。

次に歳出では、内部努力により職員の人件費は減少しているものの、生活保護費などの扶助費<sup>\*4</sup>の増加傾向が続き、毎年度継続した支出が求められる義務的経費全体の負担割合は増加し続けています。

こうした状況から、平成 13 年度は 79.9% であった経常収支比率<sup>\*5</sup> (図 3) は、平成 ~~21~~23 年度には ~~92.1~~91.0% と ~~12.2~~11.1 ポイントも増加しており、近年、財政の硬直化が顕著になっています。

とりわけ、臨時財政対策債等の特例債を除いた場合の経常収支比率は、平成 ~~21~~23 年度は ~~98.9~~99.5% と非常に高くなっており、本市の財政運営は、臨時財政対策債を借り入れなければ投資的経費 (図 4) に充当できる経常的な財源はほとんどないという状況になっています。

一方、市債等の債務残高 (図 5) は、平成 17 年度末の約 765 億円をピークとして、同年度に策定した土地開発公社経営健全化計画の推進や財政運営上の努力により平成 ~~21~~23 年度末には約 ~~655~~631 億円となり、~~64~~年間で約 ~~110~~134 億円もの削減を実現しました。

しかしながら、臨時財政対策債の債務残高は、借入れを始めた平成 13 年度以降大幅に増加しており、国、地方共に財政状況の好転が見込めない現状では、今後も更に増えることが予想され、その返済が本市の大きな課題となっています。

加えて、市内に約 29 万㎡ある公共用地の借地について、その相続に伴う買取りが懸案となっている中で、平成 13 年度末には約 31 億円あった財政調整基金を始めとする積立基金の残高 (図 6) は、平成 22 年度及び平成 23 年度は同程度の積立額となつてはいるものの、翌年度の当初予算において多額の取崩しを行っており、実質的な残高は平成 21 年度末では約 13 億円と大幅に減少しており、不測の事態に備えた資金が不足している状況となっています。

**\*1 臨時財政対策債**

赤字地方債とも呼ばれ、国から配分される地方交付税の不足額を補うため、自治体が発行する特例的な地方債をいう。用途は自由であり、その返済額に対しては、翌年度以降国が交付税で手当てすることとなっている。

**\*2 地方交付税**

団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の財政水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国が国税として徴収する所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を地方公共団体に配分するものである。

地方交付税の用途は、税収と同様、それぞれの地方公共団体が自由に決定することができる。

**\*3 財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税の算定に用いられる基本的な財政需要に対する標準的な収入の割合をいう。

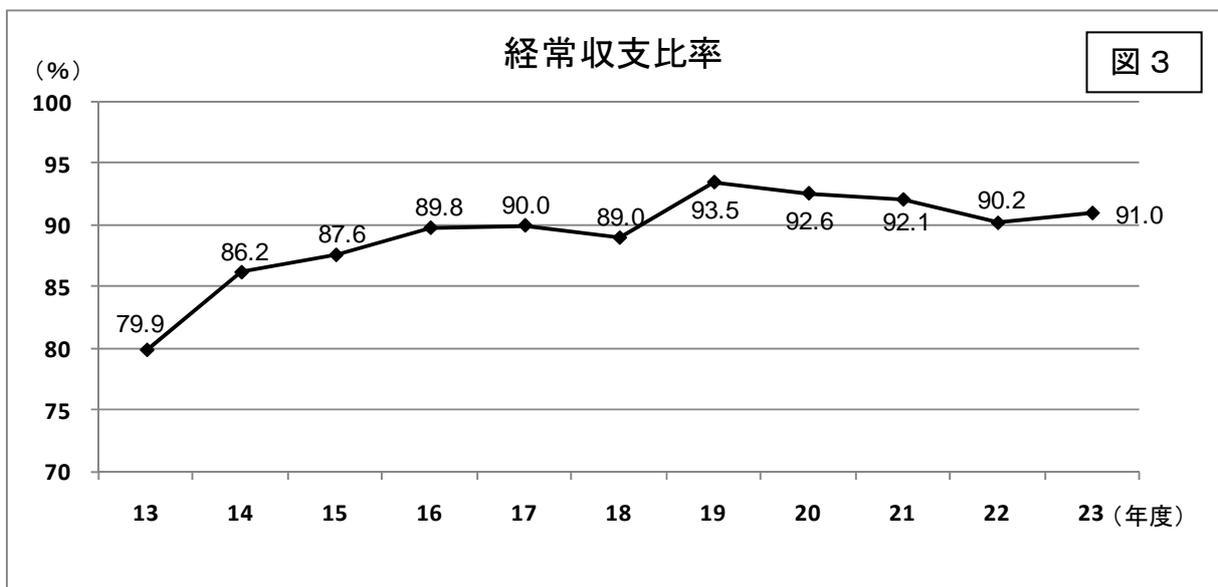
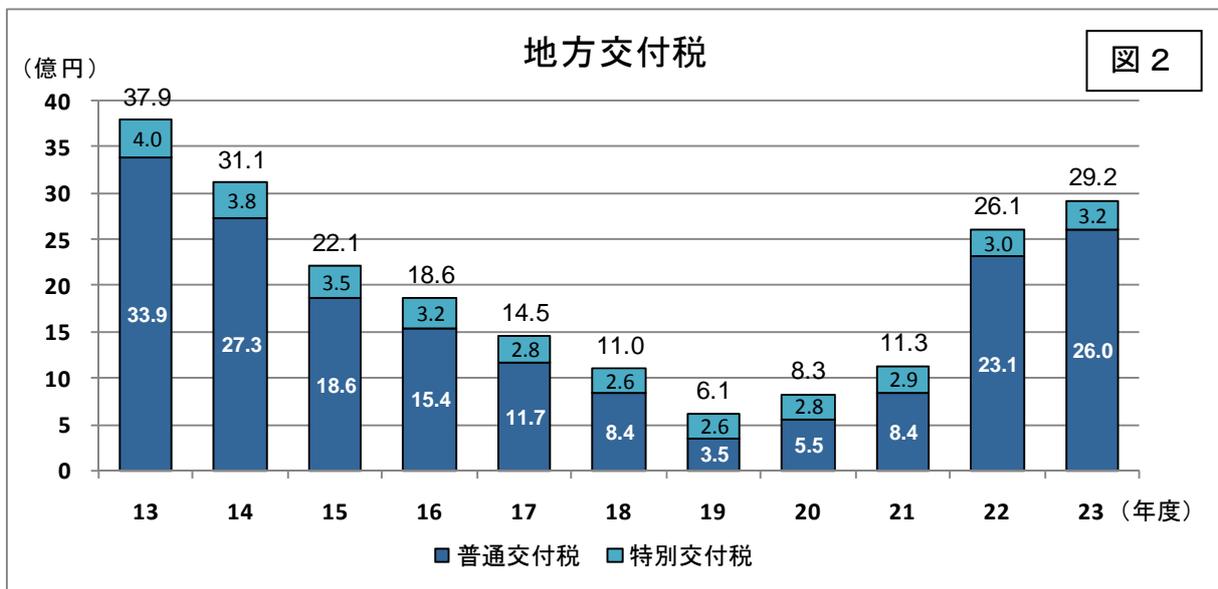
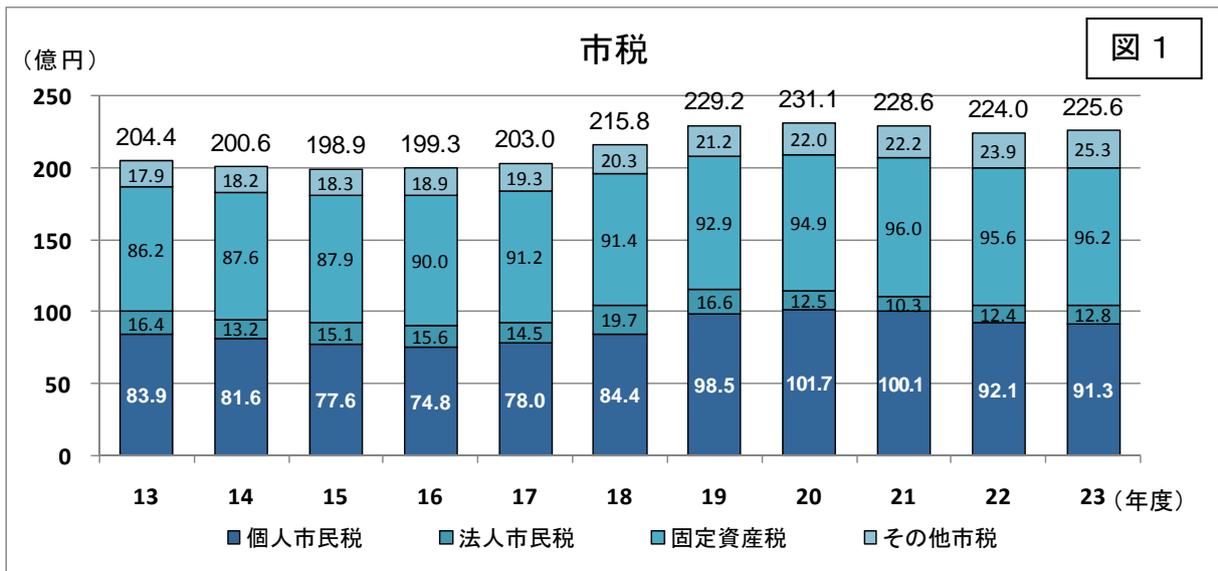
財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、この指数が 1 以上で普通交付税の交付されない、いわゆる不交付団体となる。

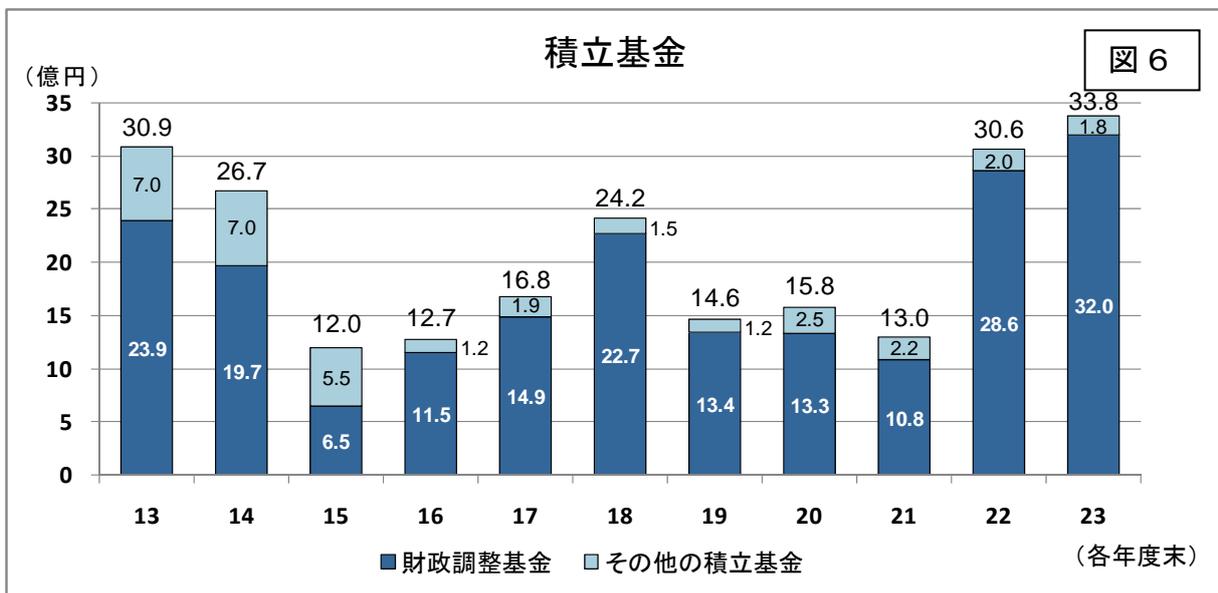
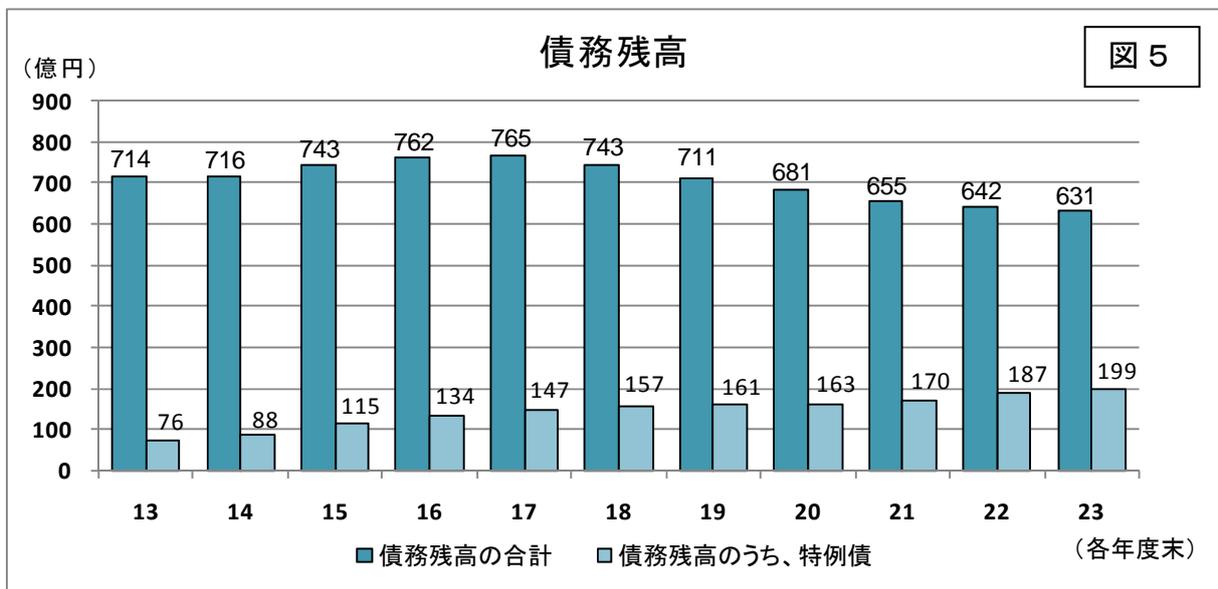
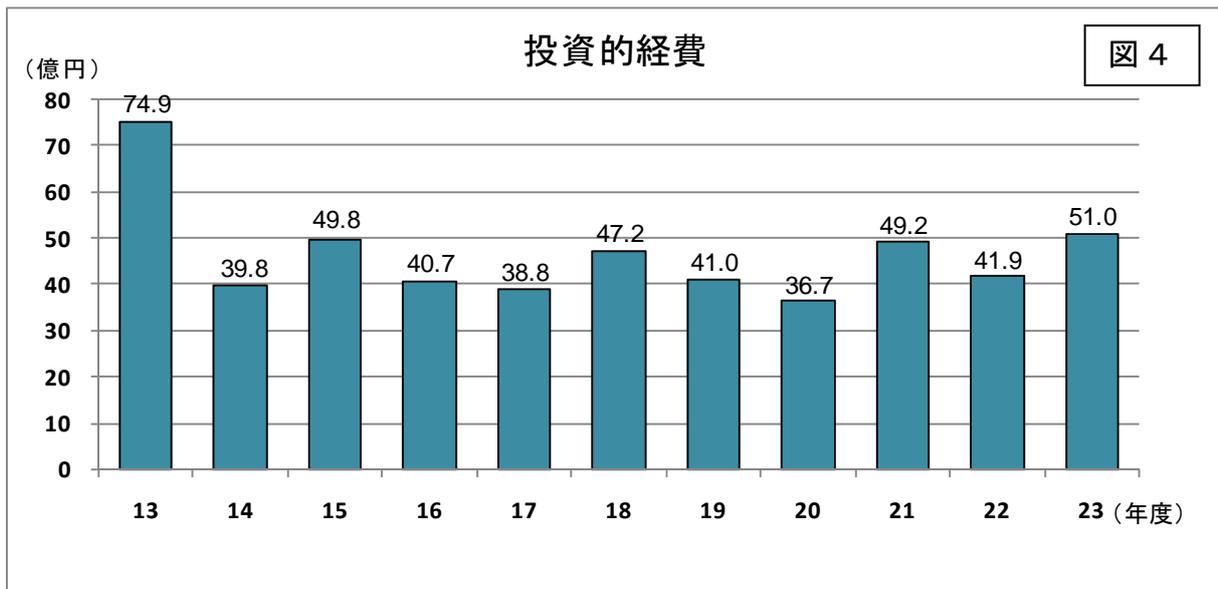
**\*4 扶助費**

生活保護法、児童福祉法などの各種法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費をいう。

\*5 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に充てられた一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合をいう。この数値が低いほど、弾力性のある財政運営がなされているといえる。





#### (4) 財政見通し

前期基本計画の計画期間における財政見通しについては、各費目における近年の決算額の推移や国による経済推計、前期基本計画における主要事業の位置付けなどを基に推計しました。その結果、表 1 のとおり今後 ~~53~~ 年間の財政（一般会計）は、おおむね ~~440460~~ 億円から ~~460475~~ 億円までの規模で推移する見通しです。

まず、歳入ですが、市税については、景気回復の見通しに不透明感はあるものの、平成 ~~23~~24 年 ~~4~~8 月 ~~24~~31 日に内閣府から示された「経済財政の中長期試算」における GDP の伸びを勘案した上で、第 4 次基本構想で示した本市の将来人口推計などを基に、対前年度比で平成 ~~24~~25 年度は ~~2.2~~1.7% の減増額、平成 ~~25~~ 年度及び平成 26 年度は ~~1.6~~1.3% の増額、平成 27 年度は ~~0.6~~0.1% の増減額で推移するものと見込んでいます。

地方交付税については、平成 ~~22~~24 年度の普通交付税の交付実績を基に、今後の制度の見直しにより、毎年減少していくほぼ同水準で推移するものと見込んでいます。

国県支出金については、歳出の扶助費や投資的経費に連動して所要額を見込んだ結果、計画期間内は増加傾向が続き、平成 27 年度には ~~110~~118 億円を超過する見通しとなっています。

なお、市債については、投資的経費に連動して増減がありますが、市債のうち、臨時財政対策債の借入額については、累増する義務的経費を勘案し、平成 ~~24~~25 年度以後は 普通交付税が減少する一方で借入額が増加していくものと ~~20~~ 億円を見込みました。

次に、歳出ですが、義務的経費のうち人件費については、職員定数削減計画に基づき引き続き職員数の削減を図ることにより、減額を見込んでいます。

扶助費については、近年の決算額における継続的かつ急激な増加傾向及び将来人口推計における今後の高齢化率の上昇の見通しなども踏まえ、引き続き毎年度 ~~3.3~~3.4% 程度の増加が続き、平成 27 年度には歳出総額の ~~33%~~ を超える ~~1473~~ 分の 1 に相当する 161 億円に達するものと見込んでいます。

公債費については、市債のこれまでの借入実績及びこの前期基本計画における市債の借入見込額を基に算出した結果、平成 26 年度までは増加傾向が続く見通しとなっています。特に、平成 25 年度及び平成 26 年度の公債費が著しく増額となる要因は、平成 21 年度及び平成 22 年度における多額の臨時財政対策債の借入れによるものです。

また、投資的経費については、この前期基本計画に位置付けた各年度の事業に要する経費を計上したのですが、~~特に、平成 23 年度は（仮称）ふるさと新座館の建設、平成 25 年度は市民会館・中央図書館の改修により、40 億円前後まで増加する見通しとなっています。~~

さらに、都市高速鉄道 12 号線の延伸や市庁舎等の耐震化といった、今後の財政運営上、非常に大きな影響がある事業も予定しています。このうち、都市高速鉄道 12 号線については、新座市方面への延伸が実現すると、駅舎等の鉄道施設の整備や駅予定地周辺のまちづくりなどを進めるため、多額の財源の投入が予想されます。

また、市庁舎については、耐震診断の結果、公共施設の耐震基準を下回っており、耐震化が喫緊の課題となっているため、現在、市内部における検討に加え、市議会に

においても市庁舎耐震化整備に関する特別委員会を設置し、検討を進めています。今後は、市議会と市における意見交換、協議等を通じて、早急に耐震化の方針（耐震改修又は建替え）を決定し、前期基本計画の推進期間中には整備に着手する予定となっています。

これらの大型事業の実施に当たっては、将来に向けた必要な財源を確保するとともに、実施初期における大きな財政負担を可能な限り抑制するため、基金への積立てを行うこととしています。

なお、歳入歳出の過不足については、財政調整基金の取崩し又は積立てで調整することとし、それぞれ歳入のその他の収入、歳出のその他の経費で所要額を見込み、収支を合わせています。

また、これらの見通しについては、今後の経済情勢の変動や国の制度改正等により、大幅な変更が生じることが考えられます。

表1 前期基本計画の財政見通し（一般会計）

(単位：百万円、%)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
市税	22,560	22,234	△ 1.4	22,620	1.7	22,916	1.3	22,896	△ 0.1	
地方譲与税等	2,155	1,902	△ 11.7	2,043	7.4	2,936	43.7	3,239	10.3	
地方交付税	2,920	2,795	△ 4.3	2,500	△ 10.6	2,400	△ 4.0	2,300	△ 4.2	
国県支出金	10,086	9,938	△ 1.5	10,857	9.2	11,148	2.7	11,893	6.7	
その他の収入	5,301	5,211	△ 1.7	3,850	△ 26.1	3,780	△ 1.8	3,209	△ 15.1	
市債	5,311	5,867	10.5	4,324	△ 26.3	3,348	△ 22.6	3,906	16.7	
合計	48,333	47,947	△ 0.8	46,194	△ 3.7	46,528	0.7	47,443	2.0	

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
義務的経費	24,032	24,567	2.2	25,965	5.7	27,115	4.4	27,776	2.4	
人件費	7,554	7,569	0.2	7,593	0.3	7,573	△ 0.3	7,511	△ 0.8	
扶助費	12,576	13,132	4.4	14,237	8.4	15,148	6.4	16,117	6.4	
公債費	3,902	3,866	△ 0.9	4,135	7.0	4,394	6.3	4,148	△ 5.6	
その他の経費	18,285	17,986	△ 1.6	16,121	△ 10.4	17,017	5.6	16,533	△ 2.8	
投資的経費	4,484	5,394	20.3	4,108	△ 23.8	2,396	△ 41.7	3,134	30.8	
合計	46,801	47,947	2.4	46,194	△ 3.7	46,528	0.7	47,443	2.0	

### 3 計画策定の考え方

第4次基本構想の将来都市像を実現するためには、今後計画期間である10年間において、第4次基本構想に位置付けた全ての施策の方向に基づき、対象となる事業を計画的かつ着実に実施していくことが必要です。

しかしながら、本市の財政は引き続き厳しい状況が続くものと予想されることから、既存事業においては改めて精査を行うとともに、新たな事業についても財源や第4次基本構想の計画期間である10年間のにおけるバランスを考慮して一部は後期の5か年に先送りするなど、前期基本計画の後半の3年間に位置付ける事業については、厳しい選択を行っていく必要があります。

そこで、この前期基本計画の策定見直しに当たっても、策定時と同様に以下の二つの基本方針を踏まえつつ、策定後に発生した新たな課題等にも対応するため、事業の選択を行

いました。

- ・ まちづくりの重点戦略の展開

第4次基本構想では、将来都市像の実現を目指し、誰もが愛着を持って、住んでみたい、ずっと住み続けたいと感じるまちづくりを進めるため、三つの重点戦略を掲げています。

そこで、この前期基本計画の見直しにおいても、引き続きでは、まず、以下のとおり、三つの重点戦略を具体的に展開するための事業を優先的に位置付けることで、来訪者、定住者の増加や地域経済の活性化を図ることにより、「「税金の伸びるまちづくり」」を目指します。

まず、「連帯と協働によるまちづくり」ですが、厳しい財政状況や地方分権の進展、市民ニーズの多様化・高度化などにより、これまでの行政主導によるまちづくりでは、全てのニーズへの十分な対応が非常に困難な状況となっています。このため、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに補い合い、協力し合う中でまちづくりを進めていくことが必要です。そこで、協働の核となる地域コミュニティやボランティア活動の更なる活性化を図るとともに、市民の市政への参画機会の拡大などを進めることとします。

次に、「観光都市にいざづくり」ですが、本市では、平成18年度を観光都市づくり元年とし、市民と共に「雑木林とせせらぎのあるまち観光都市にいざ」の実現に向け、市内全域を丸ごと“屋根のない博物館”、すなわちフィールドミュージアムとするための様々な取組を進めてきました。これまでは、主にイベントの開催や新たな観光資源の調査・研究などを行ってきたところですが、今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、本格的な施策の展開を図る必要があります。そこで、引き続きウォーキングを中心としたまちづくりに取り組む中で、市内の見どころの発見・創出に努め、「住んでよし、訪れてよし」の観光都市にいざづくりを更に推進することとします。

さらに、「新たな視点による都市づくり」ですが、本市では、これまで公共施設の整備を積極的に推進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域の二つの区域を明確に区別し、対照的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、第4次基本構想で位置付けた“理想のまち”（3ページ参照）を実現するためには、市域全体において、自然環境の保全と都市機能の充実をバランスよく計画的に進めていくことが必要です。そこで、今後のまちづくりにおいては、これまでの手法にとらわれず、新たな発想、新たな視点により、地区ごとの特性を踏まえながら、積極的な土地の有効活用を図ることとします。

- ・ 住民福祉の向上・緊急性の高い事業の優先

市政運営に当たっては、前述のまちづくりの重点戦略を展開するための事業のほか、介護事業を始めとする各種福祉サービスの提供、公共施設の維持管理などといった継続性が求められる事業を着実に実施するとともに、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化などを背景とした新たな課題にも的確に対応する必要があります。

特に、「少子高齢化への対応」として、保育所の待機児童の解消など安心して子ども

を産み育てることのできる環境の整備や、子どもたちの居場所づくりなど子どもが心豊かで健やかに育つことのできる環境の整備が求められています。さらに、増加が見込まれる高齢者が生きがいを持って地域社会の一員として自立した生活を送ることができる福祉サービスの充実や環境の整備を進めることが必要です。

また、「安全で安心な地域づくりの推進」として、安全で安心できる生活は、市民の暮らしの最も基礎となるものであるとの考えの下、近年の大規模な地震や集中豪雨などの異常気象といった自然災害への不安や、危機管理に対する市民の関心の高まりを踏まえ、災害発生時において被害を最小限に抑えるための対策をより充実させることが求められています。

さらに、歩行者や自転車の安全確保及び住民生活の安全性向上を目指した幹線道路・生活道路の整備や放置自転車対策を充実させる必要があります。

このような考え方を踏まえ、~~そこで、~~前期基本計画の見直しに当たっては、こうした課題の解消に向け、住民福祉の向上のために、特に市民ニーズが高く、かつ、緊急性が高い事業について、優先的に位置付けることとしました。

**以下、体系図は添付省略**